

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年3月7日（木）  
午後2時20分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第 1 議案 第 9 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 12 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 13 号 魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規定の一部改正について
- 第 6 議案 第 14 号 和解の仲介の申し立てについて
- 第 7 議案 第 15 号 農作業標準料金の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年3月7日(木)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 14番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

13番 谷越 彦茂

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

天神地区 吉野 俊彦、 道下地区 松本 謙介

7. 議事録署名委員

4番 上樂 忍 5番 稗苗 史絵

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

---

【開 会：午後2時20分】

議 長： それではただ今から令和5年度3月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番上樂委員、5番稗苗委員にお願いいたします。

議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は2件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が4,700.00 m<sup>2</sup>です。

**【議案第9号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 1件目については、事務局のとおりです。今までも譲受人が耕作をしていました。譲受人の息子も手伝っていると聞いています。特に問題ないと思います。

2件目についても、譲受人は農家の息子であり、父親名義の農地もあるが、やがて全て息子の名義に代えなければいけないので、このような申請となったようです。また申請地は従来から譲受人が耕作していたので全く問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

10番： 2件目の申請は一代飛ばした所有権移転であるが、問題無いのか。

事務局： かたちの的には生前贈与になり、問題ありません。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第9号は許可決定いたします。

議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は4件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,275.00 m<sup>2</sup>です。

**【議案第10号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 1件目について、事務局からも説明がありましたが、譲受人も規模拡大と聞いており、また様々な場所で事業をしておられます。維持管理も徹底されていますので、境界ぎりぎりまで管理していただくようお願いをしまして、問題ないかと思えます。

10番： 2件目については、現地確認も実施し、また事務局からも説明ありましたが、5年ほど前から転用の計画があり、譲受人との計画がまとまったため申請されました。集落人口も増えるため問題ないかと思えます。

2番： 3件目については、譲受人の代表の母方が譲渡人の家になります。以前

までは認定農業者の方が耕作していましたが、転用の計画があるなら仕方ないということで、耕作しないこととし、また分筆後の残農地をつくることも手間がかかるということでしたので、残農地は所有者が管理することとされました。また、譲受人は既存地がありますが、既に余地が無いため、申請も仕方ないかと思います。

事務局： 4件目については、担当確認委員より問題ないと聞いております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第10号は意見決定いたします。

議案第11号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案11号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

申請案件中に、小坂委員と石坂委員に関連するものがありますので、退室をお願いします。

(小坂委員、石坂委員 退室)

今月の案件は農用地利用集積計画が全1件、3筆、1,960 m<sup>2</sup>で、集積等促進計画が全59件、295筆、265,486 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

(小坂委員、石坂委員 入室)

議案第12号魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規定の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第12号魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規定の一部改正についてご説明します。このたび、もととなる法律の改正があり、それに伴う改正と、内容を現実に則したものとなるように改正をするということでご審議願います。議案書17ページ目の新旧対照表をご覧ください。

【 議案第12号 議案書をもとに説明】

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第12号は決定いたします。

議案第13条和解の仲介の申し立てについて、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第13条和解の仲介の申し立てについてご説明します。

議案内容について、稗苗委員に関連するものがありますので、退室をお願いします。

(稗苗委員 退室)

まず、今回提出された和解の仲介申立書について、内容をご説明します。

**【議案第13号 議案書をもとに説明】**

このことについて、申立書の受理の可否及び受理する場合の仲介委員の選任についてご審議をお願いします。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

事務局： 双方のみで話しをすると、主張の言い合いとなってしまうので、間に



入っていただきたいと思っております。

9番： 受けた場合の流れを教えてください。

事務局： 決まっている流れとしては、双方に出席いただいて話し合いを行うということですが、その前に双方から順番に話しを聞くということも可能です。

議長： これを受けた場合の結果については委員会全体に情報共有していただき、選任された仲介委員にだけ責任のいくようなことは避けていただくよう事務局をお願いします。

事務局： 事務局からの説明で不足している部分も多々あるかと思えますし、発言されていない委員の意見もあると思えますので、慎重な審議をお願いします。

10番： 正直、今の説明で初めて聞いた方がほとんどだと思いますし、何を質問すればよいのかも分からない状態だと思います。この仲介の責任の重みも理解できていないため、意見を求められても何も言えない。

11番： ここまでの話しを聞いた率直な意見は持っているのではないかと。

議長： これまでの話しで、やはりよく分からないという意見もあると思えますし、地区の中で解決すればいいんじゃないかという意見もあると思えます。双方も手探り状態であり、これから和解するのか仲介してもらうのか民事訴訟まで行くのか分かりませんが、できることなら農業委員会として和解の仲介をしてあげたほうがいいのかと個人的には思います。そうしましたら、お一人ずつご意見を伺っていきたいと思えます。

14番： 片方の意見は見えるが、一方の意見が見えてこない。個別に話しを聞くしかないと思います。

11番： 若い人が頑張ろうという時期にこんなことになってしまっているので、仲介してあげたいなと思います。

9番： 悩んでおられると思いますので受けてあげたらいいかなと思います。

8番： 今初めて聞いたものだから、さっぱり分からない。

7番： 両者の意見を聞いて、考えたい。

10番： 両者とも、もう大人なのでもう少ししっかりしてほしい。

6番： お互いの言い分もあるが、3月にもなって耕作に手を付けなければいけない時期にも来ているし、地権者もいる話なので、ぜひ和解したらいいなと思います。

4番： ぜひ話しを聞いてみたい。

3番： まだ分からないことも多くて有無を言えないが、両方の話しを聞ける場ができたなら仲介して、早く終わらせないと田植えをしなければいけないのに何もできない。

2番： 双方を知らない人が話しを聞いたほうがいいと思う。

吉野推進委員： よく分かりませんが、平行線になってしまっているので打開案

を出してあげたほうがいいと思う。

1 番： 申立書を出す前の相談を受ければ、もっと地区で話しができたのに出してから聞いたものですから、委員会として協力をお願いします。

議 長： 皆さんの話しを聞いて、まず双方から話しを聞かなければならないと思いました。また、地権者からすると耕作してくれる人が早く決まらなければ不安になります。よって、若い双方の将来のために背中を押すという意味でも仲介を受理することとします。

次に仲介委員を選任したいと思いますが、事務局案をご説明願います。

事務局： 事務局より、中立委員である住田委員と、関係地区の担当委員である水尾委員、農業委員歴の長い石坂委員にお願いしたいと思います。

(賛同の拍手あり)

議 長： 3人の委員にお願いしますが、責任は委員会で持つということでよろしくをお願いします。

ここで10分間の休憩とします。

( 休憩 )

議 長： 議案第14号農作業標準料金について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第14号農作業標準料金についてご説明いたします。議案書19ページ目をご覧ください。

(議案第14号 議案書をもとに説明)

2月6日に検討会を開催し、県及び他市町村を参考に標準料金案を作

成しました。ご承認をいただければ、市役所前の掲示板や広報等で周知いたします。ご審議のほどをお願いします。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

3番： 県のものも参考にされているのか。

事務局： 富山県農業会議から示されている数値も参考にしております。

事務局： こちらの価格はあくまで参考ですので、実際は双方で話し合っていたらと思います。

1番： 草刈りは、県からの委託などは面積による料金となっているが、市は時間でよいのか。

事務局： 今回は検討会で出た料金とし、次回改定時に検討したいと思います。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第14号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外について（令和6年1月受付分）

- ・令和6年度総会日程について
- ・地域計画の話し合いについて

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後4時33分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第9号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲受人が以前から耕作していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、水稻栽培として利用されており、権利移転後も同様に水稻栽培を行うため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、2月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第3条調査書

議案第9号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲受人が以前から耕作していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、水稻栽培として利用されており、権利移転後も同様に水稻栽培を行うため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、2月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内につくし学園と魚津緑ヶ丘病院が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、新たに設置する工場の敷地との一体利用として資材置場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら資材置場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に施工済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、近隣の農地などに被害を及ぼさぬよう十分配慮されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		



【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内にみのう医科歯科クリニックと道下小学校が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、需要に応じて住環境の整った申請地に注文住宅敷地を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号3番  
(賃貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね54 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	借受人は、事業による必要性あるため、新たに車両置場を増設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車両置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、車両置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第10号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25 haの一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、実家の改修工事に伴う部屋数の減少や、将来計画のため一般住宅・物置敷地を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅・物置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅・物置敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		